

藤沢市立学校教員の懲戒処分について

1 職員

藤沢市立明治中学校総括教諭（59歳、男性）

2 事案の概要

部活動指導中に、生徒2名に対し、次の体罰を加えた。

- ・平成23年9月、練習試合中、ミスを繰り返す生徒1名を指導した際、当該生徒の左大腿部を右足の甲で2～3回蹴り、負傷させた。また、平成24年7月、公式試合中、同様にミスを繰り返す当該生徒を指導した際、当該生徒の左足のすねを右足のつま先で2～3回蹴った。
- ・平成24年6月、練習試合中、ミスを繰り返す他の生徒1名を指導した際、当該生徒の胸元を左手で突き、左足のすねを右足のつま先で5～6回蹴り、負傷させた。また、平成24年11月、部活動終了後、施設点検について当該生徒を指導した際、防ごうとしたかばんの上から当該生徒の左足のすねを右足のつま先で7～8回蹴り、負傷させた。

いずれも一度に複数回の連続した行為だが、ほとんどの行為は爪先で軽く突く行為。負傷の内容は大腿部やすねにあざができたもの。

3 処分内容等

「戒告」

処分年月日 平成25年7月11日

根拠法規 地方公務員法第29条